

令和5年度

給水装置工事及び排水設備工事に係る説明資料

一宮市上下水道部 給排水設備課

目 次

- | | |
|--------------------------------------|------|
| ① 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の更新申請等について | (1) |
| ② 給水装置工事の申請書作成上の注意点について | (13) |
| ③ 排水設備工事 申請時の注意点について | (24) |
| ④ 給水装置工事のしゅん工検査等について | (42) |
| ⑤ 排水設備工事の施工上の注意点について | (48) |
| ⑥ 給水装置使用開始申込書及び排水設備使用開始届について | (51) |
| ⑦ 一宮市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度について | (53) |

① 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の
更新申請等について

1. 連絡用Eメールアドレス登録についてのお願い

Eメールを使用して上下水道部から随時、連絡を行います。
アドレスを登録していない事業者の方は登録をお願いします。下記アドレスまで
事業者名、連絡用として登録をする旨を記入の上、送信して下さい。

給排水設備課Eメールアドレス：kyuhaisetsubi@city.ichinomiya.lg.jp

2. 給水・排水指定工事店の更新について（令和6年度）

(1) 更新の対象となる指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店

一宮市から指定を受けた日が H25. 4. 1～R2. 9. 29

(2) 更新の手続き期間・更新指定証発行期間（開庁日）

更新申請期間 R6. 6. 24（月）～R6. 7. 5（金）（予定）

指定証発行期間 R6. 9. 17（火）～R6. 9. 25（水）（予定）

※更新手数料も期間内に納入していただきます。

※更新時期が近くなりましたら、対象の事業者宛てにEメールにてお知らせさせていただきます。

(3) 更新の申請に必要な提出書類等

指定給水装置工事事業者	下水道排水設備指定工事店
様式第1 申請書	第1号様式 申請書
第3号様式 誓約書	第2号様式 誓約書
別表 機械器具調書	第3号様式 責任技術者名簿
写真（機械器具、事務所外観）	第4号様式 機械・器具調書
定款の写し及び登記事項証明書※1	第5号様式(4条関係)事業所の付近見取図
給水装置工事主任技術者免状の写し	写真（機械器具、事務所外観）
	定款の写し及び登記事項証明書※1
	責任技術者証の写し等

※1 法人は定款の写しと登記事項証明書、個人は住民票

- (4) 一宮市が確認する項目（給水装置工事の指定制度の適正な運用について）
（確認する内容） **資料 1～3 参照**

- 1) 一宮市が実施する講習会等への参加状況
- 2) 業務内容（営業時間・漏水修繕・対応工事等について）
- 3) 給水装置工事主任技術者の研修受講実績
- 4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- (5) 更新に係る事務手続き手数料

指定給水装置工事業者の指定の更新手数料	7,000 円
下水道排水設備指定工事店の指定の更新手数料	7,000 円

3. 責任技術者証の登録方法等の変更について **資料 4 参照**

- (1) 登録先が愛知県下水道協会に統一
令和 2 年 4 月 1 日より、市町村ごとに交付されていた責任技術者証が愛知県下水道協会から更新講習受講時に交付されます。
- (2) 令和元年以前に責任技術者証の交付を受けている方
令和 2 年度以降最初の更新講習を受講するまでは、今お持ちの責任技術者証を統一責任技術者証とみなします。
- (3) 令和元年以前に責任技術者証の交付を受けていない方
愛知県下水道協会へ登録の申請をすれば、統一責任技術者証が交付されます。

※責任技術者の登録は従前通り必要となっています。

4. 申請書の押印廃止について **資料 5 参照**

給排水設備課では、自署による申請書については押印を廃止としております。

注1) 誓約書「代表者の氏名」の部分については、「ご本人様の署名」（自署）をお願いします。印刷する場合は、代表者印が必要です。

5. 厚生労働省関係省令の一部改正する省令の公布等について **資料 6 参照**

令和 5 年 12 月 27 日に厚生労働省より、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省第 164 号）が、令和 5 年 12 月 26 日に公布され、令和 6 年 3 月 31 日に施行されることとなりました。

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

氏名又は名称 **一宮市 設備**

郵便番号、住所 〒000-1234 **一宮市本町2丁目5番6号**

代表者氏名 **一宮 太郎**

電話番号 **0586-123-4567**

① 提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会等の受講実績（過去5年以内）

最新受講年月日（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）
R5年 2月 22日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表

未受講の理由を記入
(非公開)

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）
休業日： 日曜日 年末年始 営業日： 月～土 修繕対応時間： 8時～17時 GWに連休
漏水等修繕対応の可否 （該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）
<input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="radio"/> 埋設部の修繕 その他（ ）
対応工事種別（新設・改造等）：該当部に○をつけて下さい。（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）
配水管からの分岐～水道メーター（ <input checked="" type="radio"/> 新設 <input type="radio"/> 改造） 水道メーター～宅内給水装置（ <input checked="" type="radio"/> 新設 <input type="radio"/> 改造）
その他（公表： <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可）
緊急時連絡先 〇〇〇-××××-△△△△（代表者携帯）

漏水時の修繕対応の可否や、その他に夜間・休日対応について記入

緊急連絡先等を記入

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いします。

記載例

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
一宮 太郎	e-ラーニング、給水工事振興財団	令和2年7月20日
一宮 次郎	自社内研修、〇〇に関する業務研修	令和2年7月27日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

e-ラーニング・現地研修会で実施した場合修了証等の写しの添付

自社研修の場合は、
研修内容の記述

公表可能な場合は可とする。

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

記載例

④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

給水装置工事に主に従事したもの

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

工事を施行しない場合はしを入れる

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
		保有している資格等※		
一宮 三郎	○	○	配管技能者講習会修了者	
一宮 四郎	○	○	配管技能検定会合格者	
社員 A	○	×		
上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含む)				
可 <input checked="" type="radio"/> 不可 <input type="radio"/>				

記載名については、公表対象外とする。

保有している資格を記入する。

資格をもっていなくても、経験を有していれば記入する。

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入する。(氏名は公表対象外)

愛知県排水設備工事責任技術者のみなさまへ

愛知県下水道協会より大切なお知らせ

令和 2 年 4 月 1 日 から
愛知県排水設備工事責任技術者の登録先が
愛知県下水道協会に統一されます。

統一されることにより、これまで市町村ごとに交付されていた責任技術者証も、愛知県下水道協会から交付されます。これにより責任技術者証を複数枚管理する必要がなくなります。また、住所・氏名の変更に伴う申請も愛知県下水道協会1か所で済みます。（※裏面図1→図2を参照）

【令和2年度以降の試験合格者もしくは、更新講習受講者の方】

試験合格者は、愛知県下水道協会へ登録の申請をすることにより、統一責任技術者証が交付されます。（※技術者証の交付手数料が1,500円かかります。）

更新講習受講者は、令和2年度以降最初の更新講習受講の際に、統一責任技術者証が交付されます。（※裏面図4を参照）

【令和元年度以前に市町から責任技術者証の交付を受けている方】

令和2年度以降最初の更新講習を受講するまでは、今お持ちの責任技術者証を統一技術者証と**みなします**。いずれかの市町の責任技術者証1枚をお持ちであれば、いずれの協定市町でも愛知県下水道協会に登録した責任技術者とみなされます。ご使用されない責任技術者証については、はさみを入れるなど、ご自身の責任において破棄して下さい。

『氏名・住所の変更について』

統一責任技術者証が交付されるまでは、令和元年度以前に責任技術者証の交付を受けている市町、いずれか一か所に変更のお届出を行ってください。（※裏面図3を参照）

【令和元年度以前にいずれの市町からも責任技術者証の交付を受けていない方】

愛知県下水道協会へ登録の申請すれば、統一技術者証が交付されます。令和2年度以降最初の更新講習を受講するまでは登録を待つことも可能です。

氏名・住所の変更があれば、これまでどおり愛知県下水道協会にご申請ください。

登録方法の変更についてのお問い合わせは
愛知県下水道協会
愛知県排水設備工事責任技術者試験等運営委員会事務局分室
TEL: 052-459-0357

○責任技術者本人に住所・氏名の変更があった際の事務手続きについて

図1. 現行制度（令和2年3月31日まで）

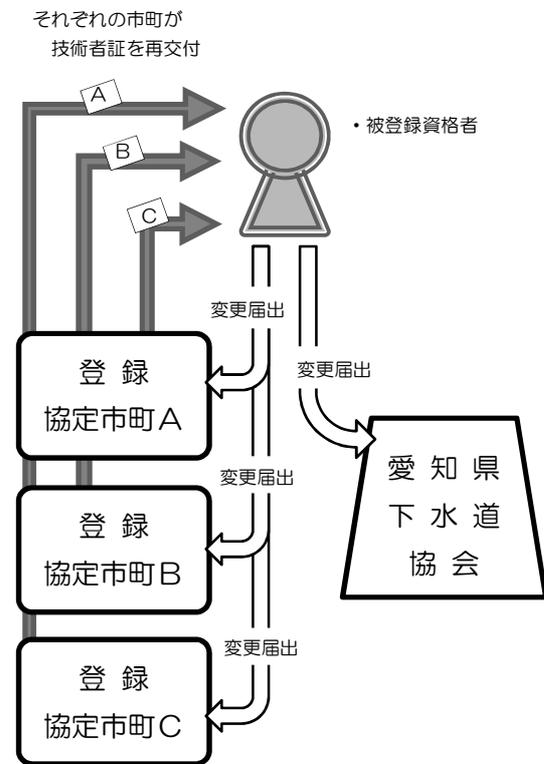


図2. 変更後の制度（令和2年4月1日から）

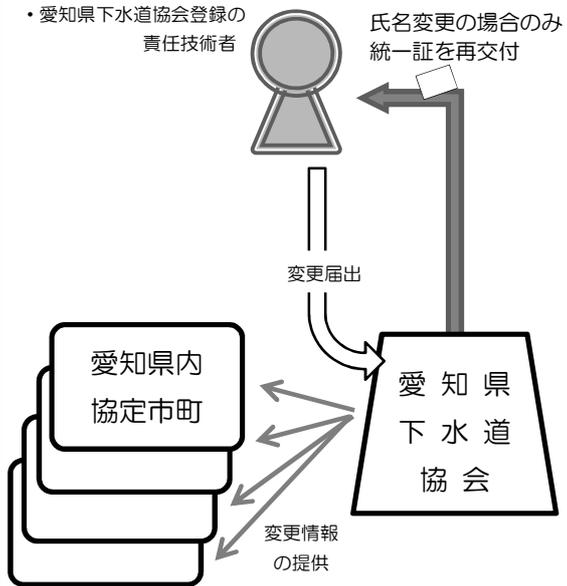


図3. 令和元年度までにいずれかの市町から責任技術者証の交付を受けていた方の手続き

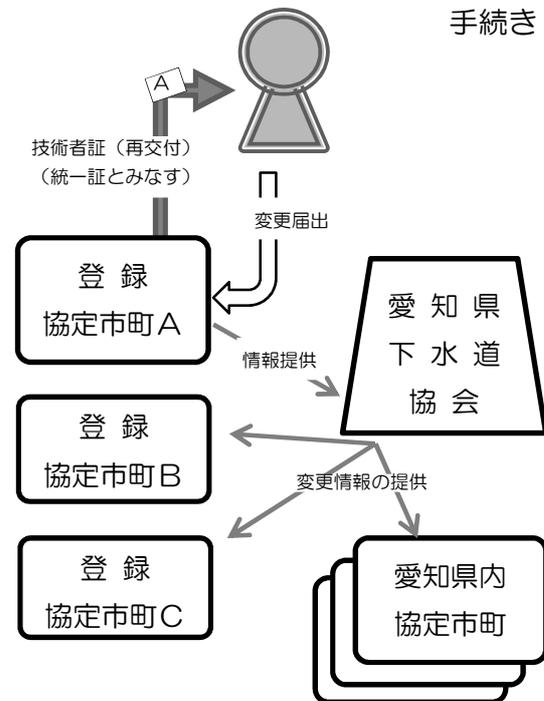


図4. 現行有資格者の統一証交付スケジュール

対象者 (被登録資格番号の上4桁)	統一証 交付年度
2000～、2005～、 2010～、2015～	令和2年度 更新講習時
2001～、2006～、 2011～、2016～	令和3年度 更新講習時
2002～、2007～、 2012～、2017～	令和4年度 更新講習時
1998～、2003～、 2008～、2013～、 2018～	令和5年度 更新講習時
1999～、2004～、 2009～、2014～、 2019～、	令和6年度 更新講習時

記載例

様式第10(第34条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

(あて先)
一宮市水道事業等管理者

令和 年 月 日

届出者

一宮市本町2丁目5番6号
一宮市株式会社
代表取締役 一宮太郎

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	イチノミヤシカブシキガイシャ 一宮市株式会社		
住 所	一宮市本町2丁目5番6号		
フリガナ 代表者の氏名	イチノミヤタロウ 代表取締役 一宮太郎		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の変更	○ ○ ○ ○	一宮 太郎	令和○年○月○日
役員の変更	● ● ● ●	▲ ▲ ▲ ▲	令和○年○月○日
変更事項は、 1枚の届出書に まとめて記入 してください。			登記日を記入 してください。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
一宮市指定給水装置工事事業者規程第4条第1項第3号
アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申 請 者

氏名又は名称 一宮市株式会社

住 所 一宮市本町2丁目5番6号

代表者氏名 代表取締役 一宮 太 郎

(あて先)
一宮市水道事業等管理者

代表者氏名は、自署してください。

印刷する場合は、代表者印が必要です。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

健生水発1227第1号
令和5年12月27日

各 { 都道府県水道行政担当部（局）長
厚生労働大臣認可水道事業者 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局水道課長
(公 印 省 略)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布等について（給水装置関係）

今般、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省第164号）が、令和5年12月26日に公布され、令和6年3月31日に施行されることとなった。

本改正の趣旨及び内容は下記のとおりで、御了知の上、施行に遺漏のなきよう期されたい。

各都道府県におかれては、本通知について、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者等に周知されたい。また、水道事業者においては、下記についてご了知の上、指定給水装置工事事業者等に対する周知・指導方をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である旨申し添える。

記

第1 改正の趣旨

令和3年12月に「デジタル臨時行政調査会」（以下「臨調」という。）が策定した「構造改革のためのデジタル原則」を共通の指針として、書面掲示、常駐・専任等代表的な7項目のアナログ規制について点検・見直しを行うこととされている。これを受けて、水道法施行規則（昭和32年厚生省第45号）等の見直しを行う。

第2 水道法施行規則の改正内容

水道法施行規則において、「指定給水装置工事事業者は、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。」とされており、給水装置工事主任技術者が常に一の事

業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について専らその任にあたることを求めているものではないが、二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼任することが可能であることを明確化するための改正を行う。(別紙)

第3 その他

今般の水道法施行規則の改正等を踏まえ、「水道法の一部改正による給水装置工事事業者の指定制度等について」(平成9年8月11日衛水第217号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)を以下のとおり改める。

- (1) 第三 四 (二) 中「一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事務所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないとき」を「選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がない」に改める。
- (2) 第四 一 (三) 中「定款又は寄付行為」を「定款」に改める。

以上

水道法施行規則（昭和 32 年厚生省第 45 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（給水装置工事主任技術者の選任）</p> <p>第二十一条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定給水装置工事事業者は、前二項の<u>規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて支障がないことを確認しなければならない。</u></p>	<p>（給水装置工事主任技術者の選任）</p> <p>第二十一条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定給水装置工事事業者は、前二項の選任を行うに当たつては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。</p>

② 給水装置工事の申請書作成上の注意点について

給水装置工事（審査担当）

1. 給水装置工事申込書

- ・ 工事の種別（新設・改造・撤去）の記入漏れが無いか。
- ・ 申込者の住所・氏名・電話番号の記入漏れが無いか。
- ・ 土地・家屋または給水装置所有者の承諾が必要な場合に、記入漏れが無いか。

2. 給水装置工事設計書

- ・ 使用材料表一覧表の記入漏れ及び位置図が不鮮明で無いか。
- ・ 平面図の方角違い及び設計書全体における数値の記入漏れが無いか。
- ・ 給水管（公道分）の隣地境界からの距離を記入する事。
- ・ 既設を利用して宅内改造の場合は、既設メーター番号を記入する事。

3. その他

- ・ 給水装置使用開始申込書の裏面に位置図が添付されているか。
- ・ 道路占用に添付する写真、迂回路図が添付されているか。
- ・ 提出書類には「消せるボールペン（熱消去性インクのもの）」は使用しない事。
- ・ 3階直圧給水、直結増圧式給水は事前協議が必要。
- ・ 水理計算書（誓約書）申込者、場所を記入する事。
- ・ 給水装置工事の中止届について。
- ・ φ400mm(配水支管)からの給水管の分岐について。

****一宮市ホームページ****

○給水装置工事指針

👉 ページ I D 検索 「1049086」

○申請書類等

👉 ページ I D 検索 「1005436」

給水装置工事申込書

右の半分は切離し
申込者へ必ず渡して下さい。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

必ず申込者の直筆にて記入
法人の場合は代表者の直筆でなければ代表者印が必要

(あて先)
一宮市水道事業等管理者

申込者 住所 一宮市本町2丁目5番6号
(フリガナ) シヨウスイ タロウ
氏名 上水太郎
TEL (0586-28-8660)

一宮市水道事業給水条例5条の規定により、給水装置の新設等工事を申込みます。なお、工事しゅん工後、配水管から止水栓までの装置を市に移譲しますので、管理してください。加入金と手数料については、一宮市給水条例を契約の内容とすることに合意します。

給水装置場所	一宮市本町2丁目5番6号
工事の種類	新設・改造・撤去・()
所有者	住所 一宮市本町2丁目5番6号 氏名 上水太郎
使用者	氏名 上水太郎
指定給水装置工事事業者名	住所 一宮市本町二丁目5番6号 氏名 有限会社 上下設備 TEL 0586-28-8100
備考	

事業者の角印・丸印は押印する必要がありません。

※下の太線の中は、他人の土地及び給水装置を使用する場合に承諾を得てください。

土地・家屋所有者の承諾	上記の給水装置工事について承諾します。 住所 氏名	受付欄
給水装置所有者の承諾	上記の工事に対し、私所有の給水装置から分岐することを承諾します。 住所 氏名	該当する場合は必ず所有者の方に直筆にて住所・氏名の記入をお願いします。 法人の場合は代表者の直筆でなければ代表者印が必要。

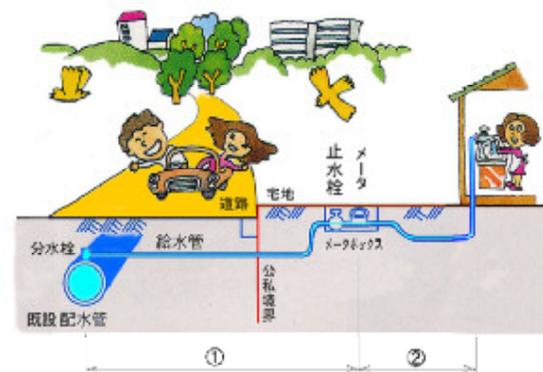
水道工事費について

- ◎ 給水装置工事を施工される場合は、下記の費用が必要となります。
上下水道部納付金は、工事着手前にお支払いいただくことになっています。上下水道部納付金をお支払いいただきましたら、施工依頼の指定工事業者と打ち合わせをしてください。
- ◎ 道路に配水管のない給水装置の新設工事などの申込みは、この申込書と配水管布設申請書が必要になります。
- ◎ 工事費について (下記参照)

費用の名称	おもな内容 (金額は消費税込み)	図の番号	支払先
加入金	新設工事、増径工事 (メータの口径を大きくする工事) をされる方にメータの口径の大きさに応じてご負担いただきます。増径工事の場合は、すでにあるメータとお申込みのメータとの加入金の差額分です。	—	上下水道部
手数料	分岐監理 配水管から給水管を分岐する工事の監理費用です。(分岐一件につき4,400円です。)	①	※上下水道部の納入通知書 (給水装置等工事用) でお知らせの金額になります。
	設計審査 給水装置の工事にかかる設計の審査費用です。(設置市水道メータ1件につき4,400円です。)	① ②	
配水管布設工事負担金	給水装置の新設工事などで道路に配水管のない場合の配水管布設工事費は、工事申出者の負担で行います。ただし、この工事1件につき880,000円までは市が全額負担します。880,000円を超えるときは、その超える工事費が申出者の負担金となります。	—	
公道分給水装置工事費	配水管からお宅へ引込む給水管の工事費で、メータボックスまでの費用です。	①	指定工事業者
宅地内給水装置工事費	お客さまの敷地内の配管工事費や屋内の水道工事の費用です。	②	指定工事業者

加入金一覧表 (金額は消費税込み)

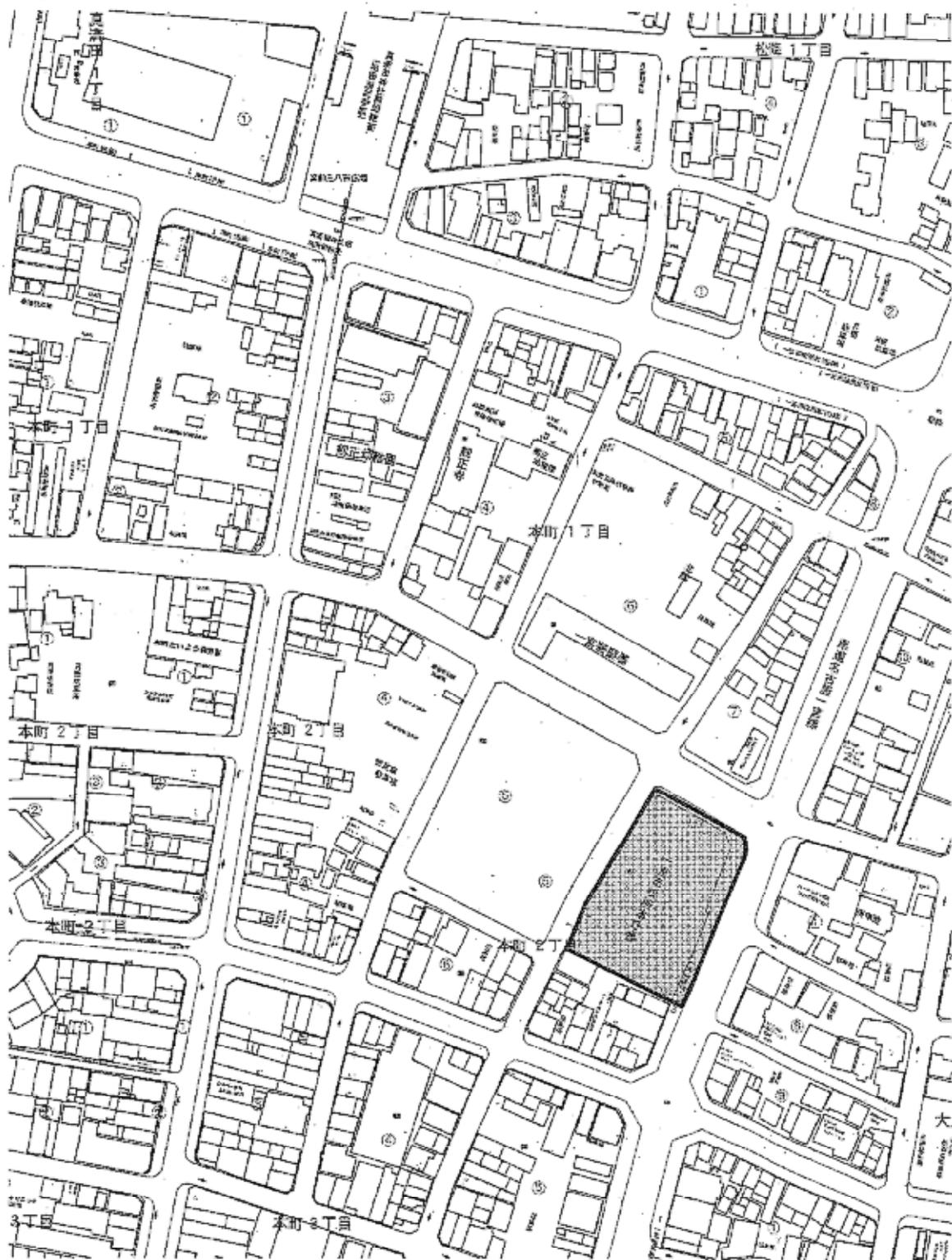
メータ口径	加入金	メータ口径	加入金	メータ口径	加入金
13mm	82,500円	30mm	462,000円	75mm	4,015,000円
20mm	176,000円	40mm	880,000円	100mm	8,041,000円
25mm	286,000円	50mm	1,452,000円	125mm以上	管理者が別に定める額



位置図

受付番号 (納付番号) R 第 号
水栓番号

給水装置場所 宮市 本町2丁目5番6



給水装置工事(宅地内)使用材料表

申請者氏名

(受付) 令和 年 月 日

上 下 太 郎

番号

区 分	製 品		
	品 種	符 号	メ ー カ ー 名 ・ 品 名 ・ 品 番
給 水 管	硬質塩化ビニル ライニング鋼管	—	
	硬質塩化ビニル管	—	
	耐 衝 撃 性 硬質塩化ビニル管	—	クボタシーアイ(株) HIVP JIS K6742
	ポリエチレン管	—	(株)イノアックコーポレーション PE管 JIS K6769
	ステンレス鋼管	—	
給 水 用 具	湯 沸 器 類	A	ダイキン工業(株) CO2エコキュート給湯器 TU37KFTV
	家 電 機 器 類	B	
	水 栓 類	C	TOTO 洗濯機用水栓 TW11R
			TOTO 散水栓 T27nh13
	ボールタップ類	D	TOTO 洋風便器 CES9133BE
	バルブ類	E	
	逆流防止装置	F	
	継 手 類	G	(株)クボタ HI-TS継手 JIS K6743
			(株)オンダ製作所 ポリ管継手 ダブルロックジョイント
	洗 浄 弁	H	
	水撃防止器	I	
	水 栓 柱	J	
浄 水 器	W		
そ の 他	Z		
ユ ニ ツ ト 化 製 品	器具ユニット	器 配 設	クリナップ(株) システムキッチン KT I型2550
	配管ユニット		TOTO 洗面化粧台 Z87ATBH-08K
	設備ユニット		セキスイ ユニットバス Z87AS1616-D1E5T
指定工事事業者名		主任技術者	
有限会社 上下設備		上 下 次 郎	

給水装置使用開始申込書

令和 年 月 日

(あて先)
一宮市水道事業等管理者

次のとおり給水使用の開始を申し込みします。

お客さま 番号	<input type="checkbox"/> 設計時点で未設定	指定事業者		開始日	令和 年 月 日	
	— — —			水栓番号		
設 置 場 所	住 所	一宮市				
	方書・建物名 屋号等					
	(フリガナ) 使用者氏名					
	連 絡 先	() —		左記は[自宅・その他()]		
	携 帯					
料 金 請 求 先	住 所	〒 —				
	方書・建物名 屋号等					
	(フリガナ) 氏 名					
	連 絡 先	() —		左記は[自宅・その他()]		
	携 帯					
※ 請求先については必ず確認をとってください。						

※ 太線の中をご記入ください。

受付番号	下水区域	排水設備 申請	有 ・ 無	戸数	給排水設備課 担当
開 閉 区 分	新設 開始	新設 中止	メ ー タ ー 状 態	【新設】 φ No. 指針	出庫年月日・受取者
	改造 開始	改造 中止		【取付】 φ No. 指針	
				【撤去】 φ No. 指針	入庫年月日・返却者
出庫理由	<input type="checkbox"/> 給水工事(新規) <input type="checkbox"/> 給水工事(増減径) <input type="checkbox"/> 開始(同口径)		入庫理由	<input type="checkbox"/> 撤去(増減径等)	営業課 担当

事前協議日 令和 年 月 日

配水管布設申出書

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(あて先)
一宮市水道事業等管理者

**必ず申込者の直筆にて記入
法人の場合は代表者の直筆でなければ代表者印が必要**

給水装置工事 住所 一宮市本町2丁目5番6号

申込者 (フリガナ) ショウスイ タロウ

氏名 上 水 太 郎

TEL (0586-28-8660)

一宮市水道事業給水条例第5条の規定により、給水装置の新設等工事を申込みしたところ、本位置には配水管が布設されておりませんので、配水管を布設してください。なお、配水管の布設に要する工事費用は、一宮市水道事業給水条例第6条第2項の規定により負担します。

給水装置場所	一宮市本町2丁目5番6号
給水管分岐口径	φ100 × 1 箇所
給水装置工事 施工事業者	住 所 一宮市本町二丁目5番6号 氏 名 有限会社 上下設備 TEL 0586-28-8100
備 考	事業者の角印・丸印は押印する必要がありません。

※下記は、上下水道部処理欄です。

課 長	専任課長	課長補佐	主 査	担 当	(伺い) 上記の申出により施工して よろしいか。 (別紙図面参照)
工 事 番 号	給 水 第	号	設 計 者		
工 事 名	地内 小口径配水管布設工事				
工 事 場 所	一宮市	地内			
受 付 番 号		受 付 日	令 和	年	月 日
摘 要					

水理計算書 申込者氏名と場所を記入

申 込 者
給 水 装 置 場 所 一宮市

・ 計算条件を次のとおりとする。

- ア 配水管の水圧 0.2Mpa (2.0Kgf/cm²)
- イ 給水栓数 14栓 (2F 5栓、1F 9栓)
- ウ 同時使用給水器具数 4栓
- エ 給水高さ 5.3m (埋設-0.8m、階高-3.5m、水栓高-1.0m)

・ 配管口径

メータから屋内布設部までの管をVP20mm、2Fへの立上り管をPEX20mm、給水ヘッダー以降給水栓までの管をPEX13mmとする。

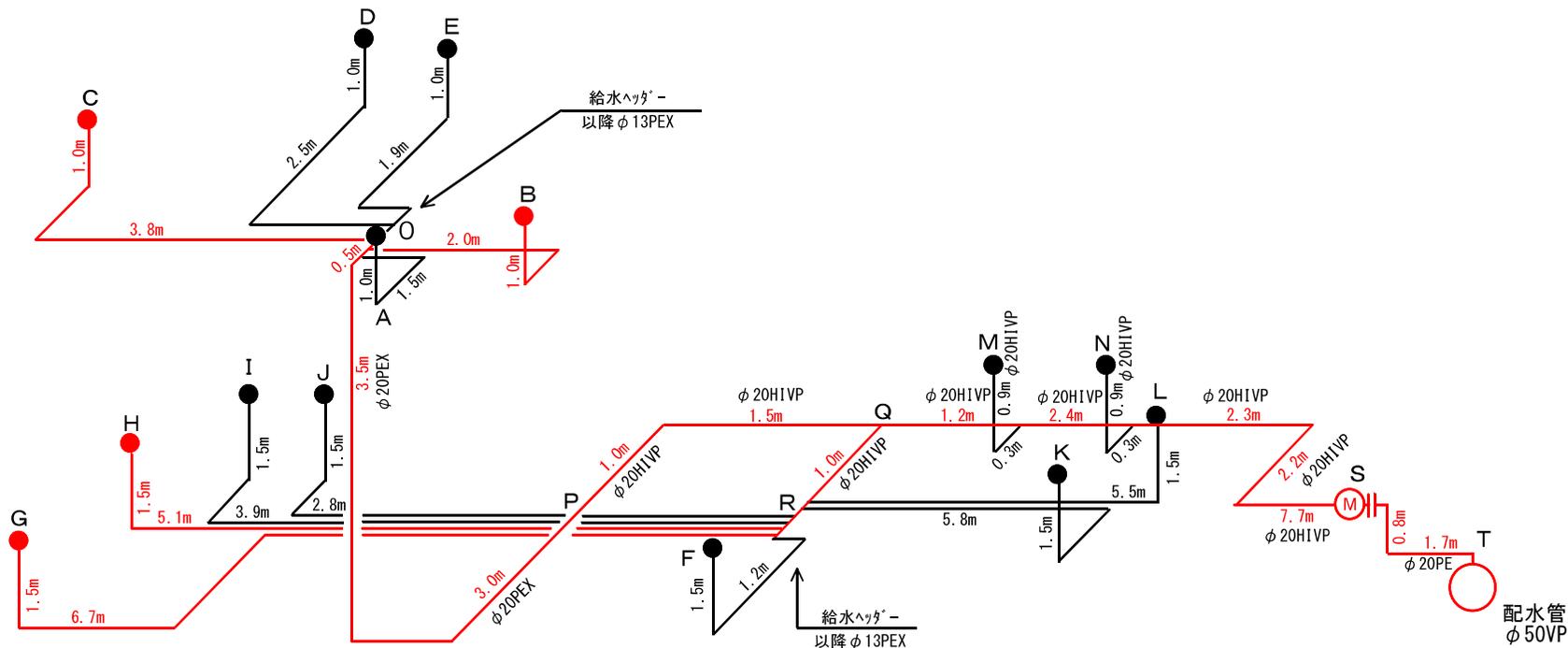
・ 計画使用水量の算出

給水用具名		給水栓口径	同時使用の有無	計画使用水量
2F	A 洋風便器 (洗浄水槽)	13 mm		
	B 台所流し	13 mm	有	12 ℓ/分
	C 浴槽 (シャワー)	13 mm	有	13 ℓ/分
	D 洗濯機用水栓	13 mm		
	E 洗面器	13 mm		
1F	F 台所流し	13 mm		
	G 洋風便器 (洗浄水槽)	13 mm	有	12 ℓ/分
	H 浴槽 (シャワー)	13 mm	有	13 ℓ/分
	I 洗面器用水栓	13 mm		
	J 洗面器	13 mm		
	K 洋風便器 (洗浄水槽)	13 mm		
	L 立水栓	13 mm		
	M 給湯器	13 mm		
	N 給湯器	13 mm		
			合 計	50 ℓ/分

申込者氏名と場所を記入

申込者	
給水装置場所	一宮市

※同時使用箇所を赤、その他は黒で表記すること。
 ※平面図と配管口径及び管種延長の整合を取ることを。



(あて先)
一宮市水道事業等管理者

誓 約 書

本申請の水理計算をした結果、申請したメーター口径では、同時使用した場合において水量不足であることが判明いたしました。

本来であれば、適正なメーター口径に変更すべきところですが、諸事情により給水装置工事設計書に記載のメーター口径にて申請をいたします。

その結果、水量不足やその他給水に不都合が生じても、市水道事業者に対し一切異議申し立ていたしません。また所有者を変更する場合には、新所有者に対して事前説明を行い、本誓約事項を継承します。

申込者氏名と場所を記入

給水装置場所	住所	一宮市
申 込 者	住所	
	氏名	

申込者が法人の場合は、代表者の直筆でなければ代表者印が必要

③ 排水設備工事 申請時の注意点について

○ 排水設備工事について

① 排水設備計画確認申請書

- ア 申請者の住所・氏名(直筆であること・フリガナを忘れずに)等の記入漏れが無いかな。
- イ 設置義務者の住所・氏名(直筆であること)の記入漏れが無いかな。申請者と同じでも同上是不可。
- ウ 申請者・設置義務者とも法人の場合は、法人名だけでなく代表者名も記入してあるか。また、代表者印(会社印では不可)が押印してあるか。
- エ 申請者・責任技術者等の記入漏れが無いかな。
- オ 土地・排水設備所有者の承諾が必要か。必要な場合における記入漏れが無いかな。
- カ 訂正箇所を修正ペン、修正テープで訂正しているものは受付できない。
- キ 取付管設置工事(公費負担)の有無の記入をしたか。
- ク 市の公式WEBサイトを時々確認し、最新の様式をダウンロードし、使用すること。

② 排水設備設計書

- ア 申請箇所の位置図が適正(申請箇所は図の中央付近とし、目標物も含める。枠に合わせた大きさのもの。)に表示されているか。縮尺は、1/1500程度とする。
- イ 平面図は1/200を基準として記入する。
- ウ 平面図を記入する際、方位は図の上を北とし、これに依りがたい場合は縮尺・方位を記入する。
 - ・図の中の数値、記号等の表示は正しいか。
 - ・申請箇所が、2路線以上接道している場合、その交差点を含めて図示し、人孔・本管も図示する。
- エ 設計書内の数値、記号の表示は正しいか。
- オ 管渠勾配の計算は正しいか。
- カ 雨汚水の色分けは適正か。
- キ 取付管の位置が事前調査により確認してあるか。
- ク 上水道以外の簡易水道、自己水(井戸水)、工水等の利用があるか。
- ケ 阻集器の容量計算及び維持管理誓約書があるか。

③ その他

- ア 提出書類の記入には、消せるボールペン(熱消去性インクのもの)を使用しないこと。
- イ 排水設備使用開始届の有無、裏面の位置図確認。
- ウ 取付管設置(公費負担)が必要か。
- エ 道路占用に添付する写真があるか。(必ず背景を収めて、マーキングが判るもの。接写しすぎるのは不可。また写真に下水道本管は赤の破線、新設取付管は赤の実線を記入しその凡例も付ける。)
- オ 家屋の一部のみ下水切替の申請があるが、原則としてこれを受付けない。
- カ 下水切替の無届工事について
下水切替工事を無届けで施工することは、一宮市下水道条例に違反することになる。
必ず事前に申請をすること。

一宮市Webページでの指針・申請書等掲載ページ検索について

ページID検索で下記のページIDを入力してください。

- ・排水設備指針 1049087
- ・排水設備工事の申請書等 1008173

排水設備計画確認申請書

記入の注意点

日付けの記入は無し

令和 年 月 日

(あて先)

一宮市水道事業等管理者

消せるボールペンでの記入、修正ペン・修正テープでの修正は不可。

申請者の直筆

直筆したものの

コピーは不可

申請者

住所

フリガナ

氏名

TEL (

- -)

印

排水設備の設置について、一宮市下水道条例第5条の規定により申請します。

設置場所	一宮市	土地の所在地を記入する
設置義務者	住所	建物所有者・(建物が無い場合)土地の所有者
	氏名	上記の氏名(直筆)
指定工事店	住所	
	工事店名	
	TEL	
取付管設置 (公費負担)	有 ・ 無	
備考	公費負担の取付管設置工事の有無を○で囲む	

法人の場合は、代表者の直筆でなければ代表者印が必要。

印

※ 設置義務者は建物の所有者です。また建物の無い場合は、その土地の所有者です。

※ 下の太線の中は他人の土地及び排水設備を使用する場合に承諾を得てください。

土地所有者 の同意	上記の排水設備の工事を承諾します。	住所 氏名	印	受付欄
排水設備所有者 の同意	上記の工事に対し私所有の排水設備へ排水することを承諾します。	住所 氏名	印	

所有者が複数の場合には、別紙又は裏面に同表を作成し記入すること。同意文章も記入すること。

排水設備工事設計書

設置場所 (土地表示)	一宮市 本町2丁目**番**号	受付番号(納付番号) R 第 号
		取付管番号
		水栓番号
設置場所 (住居表示)	一宮市 本町2丁目**番**号	
区分	住 所	氏 (フリガナ) 名
申請者	一宮市本町2丁目**番**号	フリガナ ケスイ ジロウ 氏名 下水 次郎 TEL (0586-73-4567)
		フリガナ ケスイ ジロウ 氏名 下水 次郎 TEL (0586-73-4567)
		フリガナ 伊ノミヤ コロウ 氏名 一宮 吾郎 TEL (0586-28-5656)
義務者	一宮市本町2丁目**番**号	
使用者	一宮市本町5丁目6番3号	
特記事項		
		指定工事店 (株)上下水道設備
		責任技術者 古枝 良人

位置図

受付番号 (納付番号) R 第 号

取付管番号

設置場所 一宮市 本町2丁目**番**号

水栓番号

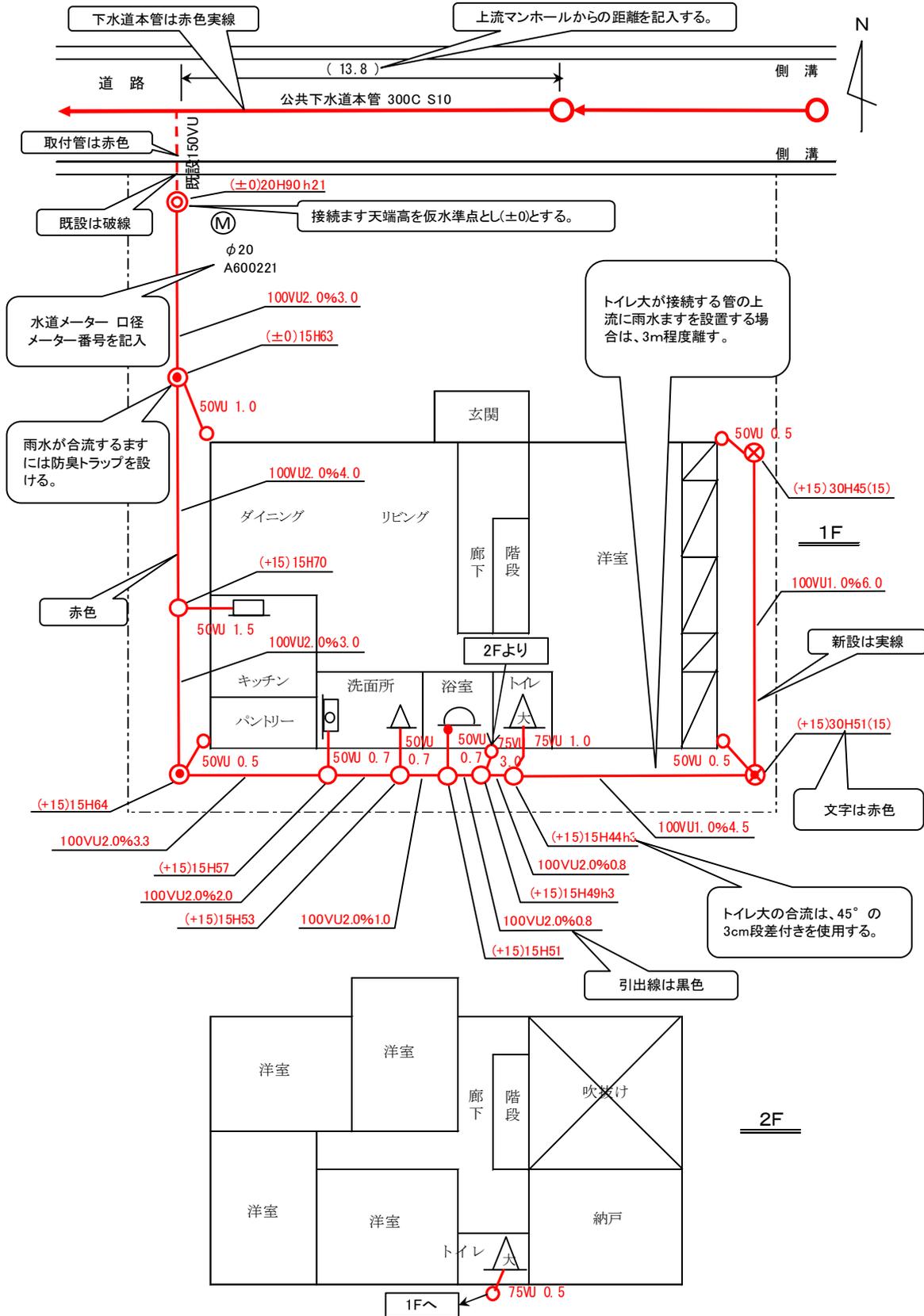


平面図

受付番号 (納付番号)	R	第	号
取付管番号			
水栓番号			
取付管権利箇所表			
権利箇所	使用箇所	残箇所	
m ²			

設置場所 一宮市 本町2丁目**番**号

【合流区域の記載例】

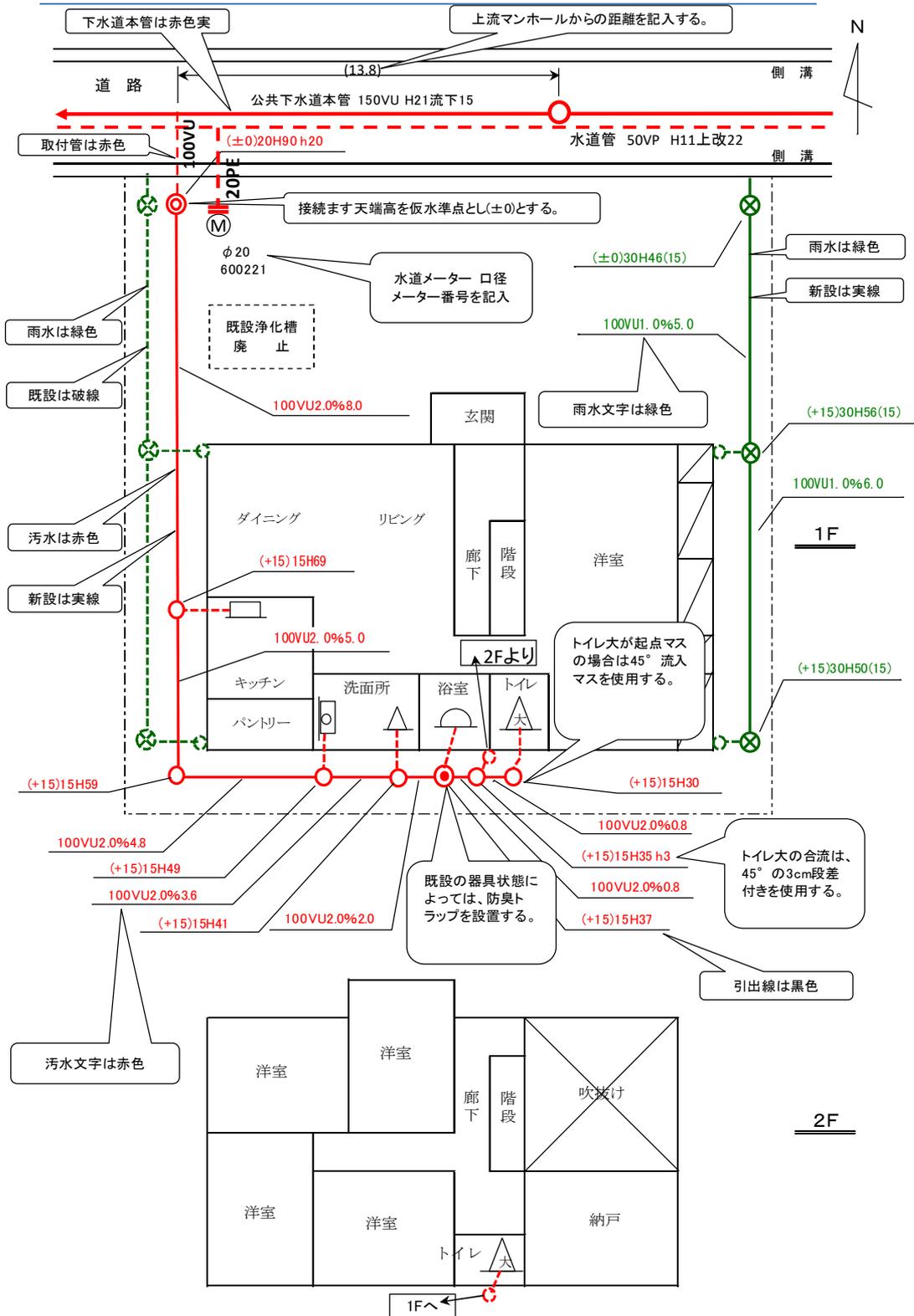


平面図

受付番号 (納付番号)	R	第	号
取付管番号			
水栓番号			
取付管権利箇所表			
権利箇所	使用箇所	残箇所	
m ²			

設置場所 一宮市 本町2丁目**番**号

【分流区域の記載例】



記入の注意点

取付管工事承認申請書

日付けの記入は無し

令和 年 月 日

(あて先)

一宮市水道事業等管理者

消せるボールペンでの記入、修正ペン・修正テープでの修正は不可。

申請者の直筆

申請者住所 _____
 (フリガナ)
 申請者氏名 _____
 (TEL) (- -)

取付管を設置したいので、一宮市下水道条例第4条第1項第1号
 なお、工事完了後、取付管を市に移譲しますので管理してください

法人の場合は、代表者の直筆でなければ代表者印が必要。

設置場所	一宮市	土地の所在地を記入する
※設置義務者	住所	氏名
	建物所有者・(建物が無い場合)土地の所有者	
	氏名は直筆	
※施工業者名	住所	
	工事店名	
	TEL	
添付書類 (2部)	①使用材料表 ②位置図 ③平面図 ④道路断面図及び舗装復旧図 ⑤その他管理者が必要とする書類	

※ 設置義務者は建物の所有者です。また建物の無い土地は、その土地の所有者です。

※ 下の太線の中は他人の土地を使用する場合に承諾を得てください。

※ 排水設備計画確認申請書と同時に提出される場合は土地所有者の同意欄は省略することができます。

受 付 欄

所有者が複数の場合には、別紙又は裏面に同表を作成し記入すること。同意文章も記入すること。

土地所有者の同意	上記の排水設備の工事を承諾します。 住 所 _____ 氏 名 _____ (TEL) _____
	印

位置図

受付番号 (納付番号) R 第 号

取付管番号

水栓番号

設置場所 一宮市 本町2丁目**番**号

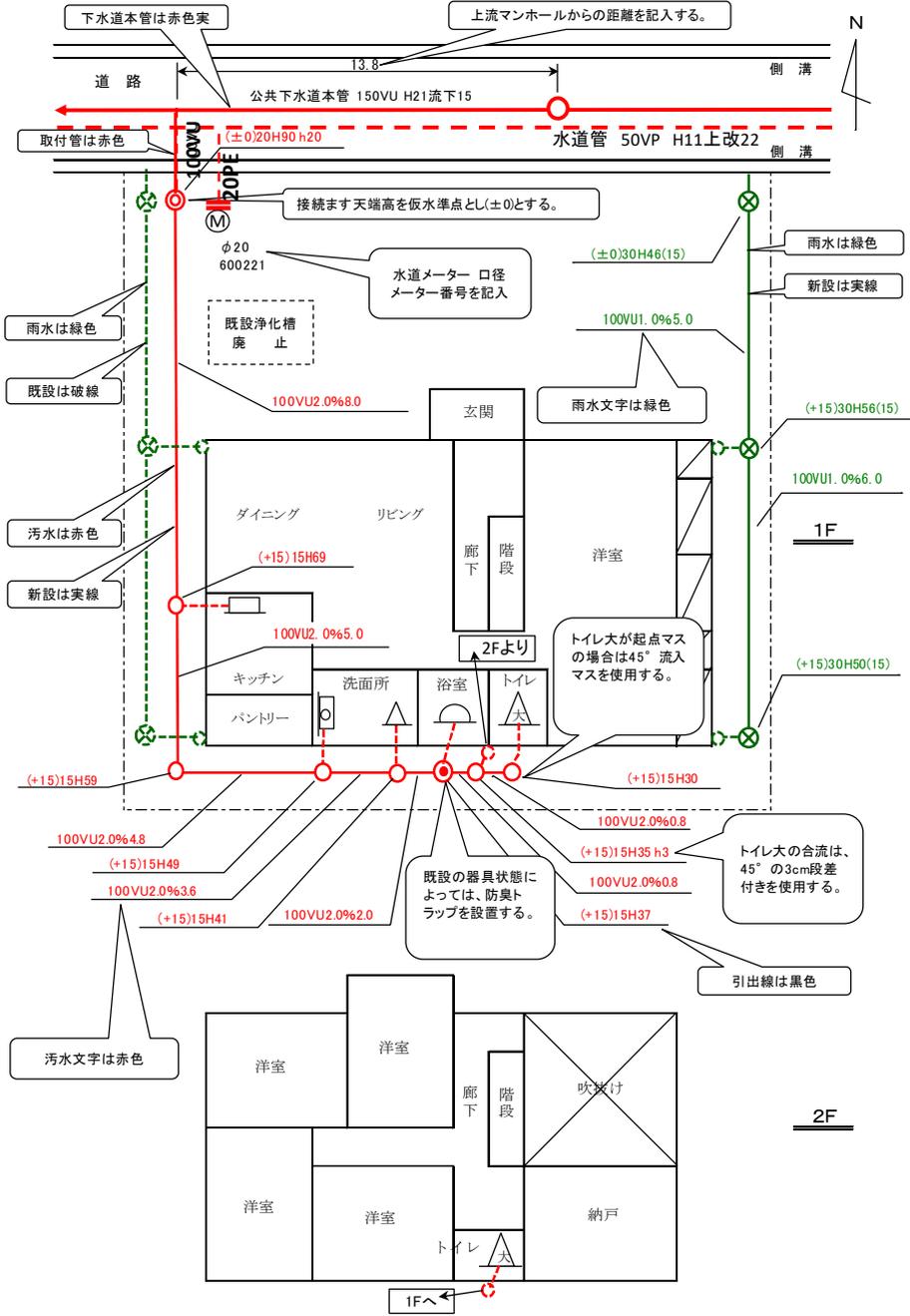


平面図・断面図

受付番号 (納付番号)	R	第	号
取付管番号			
水栓番号			

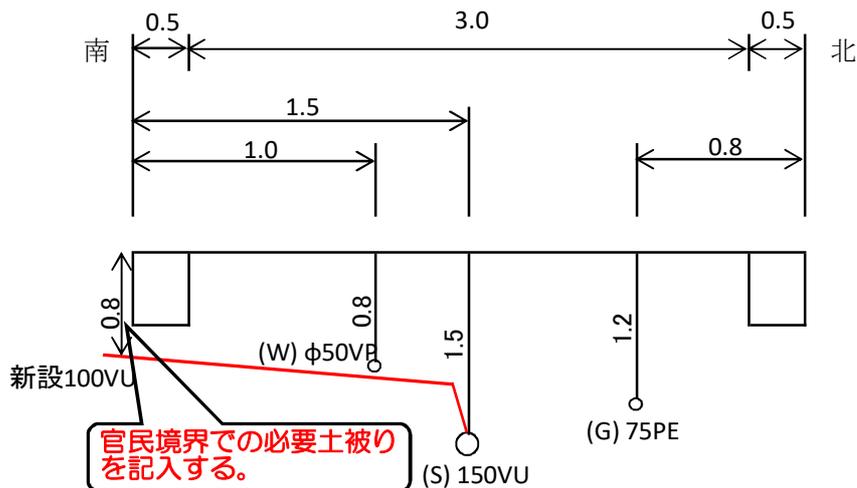
設置場所 一宮市 本町2丁目**番**号

平面図



取付管権利箇所表		
権利箇所	使用箇所	残箇所
	m ²	

断面図



取 付 管		
土 被 り	H=	m
口 径	◎	
管 種		
施工延長	L=	m
施 工 結 果		
出 幅	東・西より L =	m
土 被 り	H=	m
本 管	口径 管種	
つ ま り		cm
地 下 水 位	GL -	m
備考		

分流区域における注意点（下水の種類）

下水とは、下水道法第2条において『生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。』と規定されており、発生形態により生活若しくは事業に起因するものと、自然現象に起因しているものに分けられ、次のとおり分類することができる。

下水道法上の種類		発生形態による分類	下水の分類
下 水	汚 水	生活若しくは事業に起因	し尿を含んだ排水
			雑排水
			工場・事業場排水
	雨 水	自然現象に起因	湧水
			降雨、雪解け水

この下水を汚水と雨水に区分し例示すると、次のとおりとなる。（排水設備指針 1-3 参照）

（汚水）

- ・水洗便所、台所、浴室、洗面所、洗濯場の排水
- ・屋外手洗いの排水（周囲からの雨水の混入がないもの。）
- ・プール排水
- ・地下貯留槽の排水
- ・その他生活、生産に伴い生ずる排水

※雨水と同程度以上に清浄であると思われるものについては、市と協議することにより雨水としての取扱いをする場合がある。

（雨水）

- ・降雨、雨どいからの水
- ・湧水（事業等により集められたものは汚水に分類される。）
- ・雪解け水、その他の自然水

分流区域における排水設備の設計、施工にあたっては、上記を踏まえて汚水系統・雨水系統のうち適切な排水管への接続を検討すること。

合流区域における注意点（公共下水道の一時使用）

土木・建築工事その他一時的に公共下水道を使用しようとするときは、一宮市下水道条例第14条第3項の規定により、公共下水道一時使用申請書の提出が必要となる。

例を示すと、マンション・ビル等の建築工事などにより湧水が発生し、この湧水を公共下水道へ流す場合に一時使用の申請が必要となる。この場合は、事業に起因する排水であり汚水に分類されるため、下水道使用料の賦課対象となる。

注意点として、地下水は地中の有害物質等により汚染されていることがあり、そのままでは下水道へ排水できない場合もあるため、手続きが遅れると工事の遅滞に繋がる事態もあり得る。また、分流域においては管渠能力に余剰の排水量を見込んでいないため、現状、一時使用による排水の受け入れはしていない。

公共下水道の一時使用に際しては、以下の手続きが必要となります。

（一時使用申請時）

- ・「公共下水道一時使用申請書」の提出
排水先、計画排水量など精査のうえ作成すること。
- ・「公共下水道一時使用許可書」の受取り
管渠・施設の許容能力等により付加される許可条件を確認すること。

（一時使用開始時）

- ・「臨時用排水放流届（放流開始）」の提出
- ・「管理表」の作成
1日1回以上、放流量・水質を確認し記録すること。
- ・「管理表」の提出
月毎にまとめ、翌月5日までに提出すること。

（一時使用終了時）

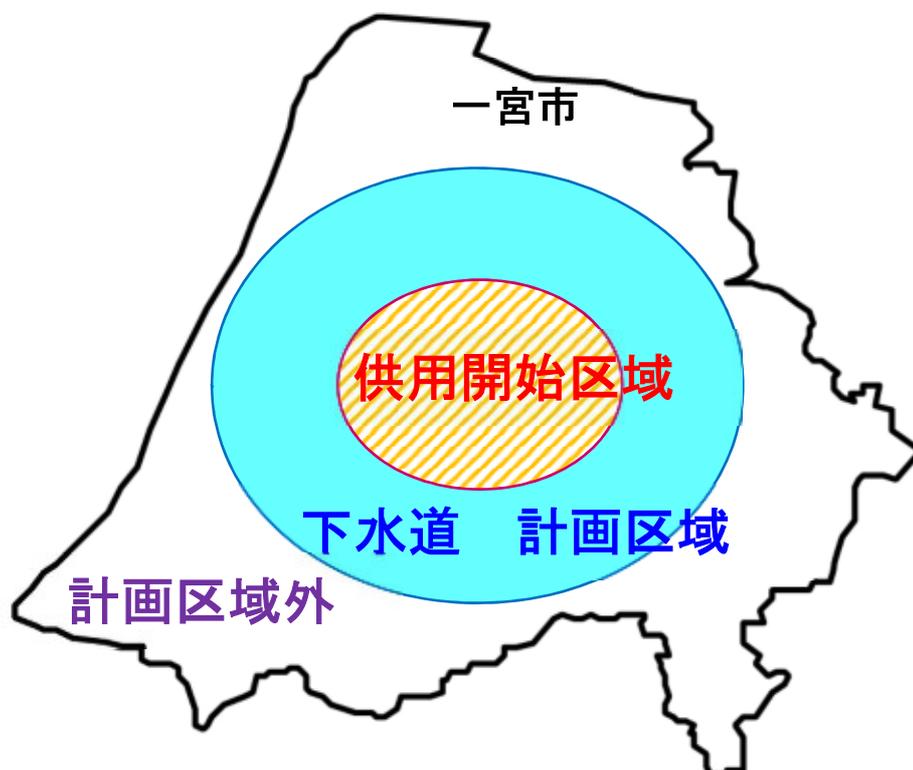
- ・「臨時用排水放流届（放流終了）」の提出
- ・「納入通知書」受取り
納期限までに下水道使用料を支払うこと。

下水道の区域外流入について

1. 下水道の区域

本市の公共下水道に関する区域には、全県域汚水適正化処理構想、基本計画、事業計画3段階の計画区域や供用開始区域があります。3段階の計画区域の範囲は、現在はほぼ同じになっていますので、ここでは計画区域を1つのものとして説明します。

下水道が使える区域は供用開始区域内ですが、その区域外の敷地でも条件により下水道への接続が可能な場合があります。計画区域外の敷地において申請者が下水道への接続を希望される場合には、事前に区域外流入協議や区域外流入の申請が必要です。



下水道区域のイメージ図

2. 区域外流入の要件

- ・前面道路に公共下水道本管（西部処理区分流式下水道本管を除く。）が布設してあること。
- ・個人住宅（一般家庭）から発生する汚水であること。
- ・現計画の管渠・処理場能力への支障がないこと。

※西部処理区分流式下水道本管は、旧尾西地方特定公共下水道（特水）本管のこと。

※前面道路に公共下水道本管があっても区域外の敷地からの流入を考慮して布設されておらず、物理的に接続が困難な場合があるので注意を要する。

前述の要件に該当しないが、①区域内（対象地の状況にもよるため、窓口で要確認）と区域外の土地にまたがる建物から発生する汚水や、②前面道路に公共下水道管本管（西部処理区分流式下水道本管を除く。）が布設してある区域外の事業系建物から発生する汚水は、許可をすることができます場合があります。ただし、②の区域外の事業系建物から発生する汚水の区域外流入に関しては手続きに少なくとも数年を要します。また、排水量や水質により許可が下りないことや別の手続きが必要な場合もあります。

3. 公共下水道区域外流入の受益者負担金（分担金）の賦課

受益者負担金（分担金）は、区域外流入の許可をしたときに賦課決定し、排水設備計画確認申請の審査が完了した時に納付書を発行しますので、納期限内に一括納付していただきます。詳しくは、営業課受益者負担金グループ（電話 85-7094）にご確認ください。

4. 区域外流入申請の提出書類

下水道施設占用許可申請書により申請していただきます。

【下水道施設占用許可申請書に添付していただく書類】

- ・位置図
- ・公図の写し
- ・敷地面積が確認できる資料（セトバック部がある場合は、その面積も確認できるもの）
- ・排水設備計画図面（屋内排水設備～屋外排水設備～取付管～下水道本管）
- ・計画排水量計算書（一般家庭の場合、一人一日 250ℓとする。）
- ・その他、管理者が必要と認める書類

【同時に提出していただく書類】

- ・下水道事業受益者負担金（分担金）納付誓約書、同（控）各 1 部

【記載例】

下水道施設占用許可申請書

令和 年 月 日

(あて先)

一宮市水道事業等管理者

本人の直筆で！

申請者

住所

一宮市本町2-5-6

フリガナ

シンサ セツケイ

氏名

神佐 雪溪

電話

0586 - 28 - 8660

占有期間は3年以内の
年度末までということ
になっていますが、提出
時は空欄で構いません。

このことについて、一宮市下水道条例第24条第1項の規定(行為の許可)により区域外流入の申請をします。

占有場所	一宮市 本町2-5-6	地先
排水設備場所	一宮市 本町2-5-6	
占有期間	許可の日から	令和 年 3 月 31 日 まで
占有目的	一般個人住宅からの汚水排水のため	
設備の構造	別紙図面のとおり	
汚水の種類	汚水排水	

添付書類 1 位置図 2 公図の写し 3 排水設備計画図面等 4 管理者が必要と認める資料

下水道施設占用許可申請書

令和 年 月 日

(あて先)

一宮市水道事業等管理者

申請者

住所

フリガナ

氏名

電話

このことについて、一宮市下水道条例第24条第1項の規定(行為の許可)により区域外流入の申請をします。

占用場所	一宮市	地先
排水設備場所	一宮市	
占用期間	許可の日から令和 年 3 月 31 日まで	
占用目的		
設備の構造	別紙図面のとおり	
汚水の種類		

添付書類 1 位置図 2 公図の写し 3 排水設備計画図面等 4 管理者が必要と認める資料

(区域外)

令和 年 月 日

(あて先)
一宮市水道事業等管理者

受益者住所 _____

氏名 _____

電話 () —

下水道事業受益者負担金（分担金）納付誓約書

この度、一宮市公共下水道に、汚水を放流したく区域外流入の申請を
しました。それに伴い、下記設置場所の放流許可を受けた時は、一宮市
下水道事業受益者負担に関する条例の規定に従い、同負担金を納付する
ことを誓約します。

下記設置場所の土地の所有権移転があった場合には、一宮市上下水道
部営業課へ報告します。同時に、新しい所有者へ、同誓約書の内容を引
継ぎます。

記

設置場所

一宮市 _____

(区域外)

(控)

令和 年 月 日

(あて先)
一宮市水道事業等管理者

受益者住所 _____

氏名 _____

電話 () -

下水道事業受益者負担金（分担金）納付誓約書

この度、一宮市公共下水道に、汚水を放流したく区域外流入の申請を
しました。それに伴い、下記設置場所の放流許可を受けた時は、一宮市
下水道事業受益者負担に関する条例の規定に従い、同負担金を納付する
ことを誓約します。

下記設置場所の土地の所有権移転があった場合には、一宮市上下水道
部営業課へ報告します。同時に、新しい所有者へ、同誓約書の内容を引
継ぎます。

記

設置場所

一宮市 _____

④給水装置工事のしゅん工検査等について

1. 給水装置工事のしゅん工検査について

- ・工事完了後、速やかにしゅん工届を提出し、検査を受けてください。
- ・立会いを要する検査については、事前に予約してください。

2. しゅん工検査提出書類について

(1)しゅん工届・検査調書

- ・申込図面と現地が異なる場合は、しゅん工図面を添付してしゅん工届を提出してください。
- ・検査調書には、耐圧(水圧)試験の記録用紙または写真を添付してください。
- ・検査調書記入欄は、該当項目のみに○印をつけるようにしてください。
- ・修正箇所には訂正印を押してください。

(2)道路復旧完了届

- ・しゅん工届と同時に提出してください。
- ・工事写真については、承認工事写真撮影箇所一覧表を確認の上提出してください。
別紙1～4参照

3. 給水工事(道路分)について

- ・給水管の取付工事立会い申し込みは、事前に手数料等の納入確認及び道路占用等の許可があることを確認した上で、給水装置工事立会票を提出してください。
- ・舗装本復旧工事も、給水分岐工事と同様に、沿道住民へ周知してください。
- ・給水工事での保安設備、交通誘導員の配置は、現場状況に応じて行ってください。

4. 給水申込みに伴う水道メーターの受取・返却について

- ・事前に入金確認、給水装置の完了を確認の上、メーターの受取日・返却日が決まったら、受取日の2営業日前の15時までにメール(kyuhaisetsubi@city.ichinomiya.lg.jp)にて予約して下さい。
- ・予約はメールを原則としますが、FAX(0586-73-9256)または、給排水設備課窓口での予約も可とします。ただし、電話での予約は不可とします。
- ・受取日に給水装置使用開始申込書を持参し、水道お客さまセンターでメーターを受取って下さい。返却の場合も同様です。

承認工事の写真撮影基準等について

3 一宮水給発第 428 号
令和 3 年 6 月 21 日

一宮市指定給水装置工事事業者
一宮市下水道排水設備指定工事店 御中

一宮市上下水道部
給排水設備課長
坂井 隆

承認工事の写真撮影基準について（通知）

日頃は、一宮市の上下水道事業に格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび一宮市上下水道部では、給水管引込工事などの承認工事における舗装の沈下等に係わる苦情が市に寄せられることが近年増えてきたことに伴い、これまで給水管引込工事において提出をお願いしておりました撮影項目について見直しを行い、施工段階の状況写真にて管理することになりました。

このことに伴い、給水管引込工事に合わせて下水取付管布設工事における写真撮影基準も見直し、下記のとおり運用していく運びとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 給水管引込工事のうち市道で施工するものについて
「承認工事 写真撮影箇所一覧表 【給水管・市道用】」のとおり（別紙 1）
2. 給水管引込工事のうち県道、国道で施工するものについて
「承認工事 写真撮影箇所一覧表 【給水管・県道、国道ほか用】」のとおり（別紙 2）
3. 下水取付管布設工事のうち市道で施工するものについて
「承認工事 写真撮影箇所一覧表 【取付管・市道用】」のとおり（別紙 3）
4. 下水取付管布設工事のうち県道、国道で施工するものについて
「承認工事 写真撮影箇所一覧表 【取付管・県道、国道ほか用】」のとおり（別紙 4）
5. 適用日について
令和 4 年 1 月 4 日以降の施工分から適用

以上

問い合わせ先：上下水道部給排水設備課
担当：検査・立会 G 塚本・高木・木村

TEL 0586-28-8661

FAX 0586-73-9256

***市道と県道・国道では撮影項目が違うので注意！**

承認工事 写真撮影箇所一覧表 【給水管・市道用】

区分・工種		写真撮影箇所					
		頻度	項目	備考			
着手前 ・完成	着手前	1箇所毎	全景				
	完成	1箇所毎	全景	着手前と同一箇所、同一方向に撮影			
施工 状況	給水管等 取付工	管路土留工	種類毎に1回 (必要に応じて)	設置完了 根入れ長の確認	地上部分の長さが確認できるように		
				土留材検収	矢板の長さが確認できるように		
		給水管等 取付工	給水管等取付	1箇所毎	取付完了 防食シート(被覆後に)	既設管データ(管種、口径、出幅、土被り)を黒板に記入する。	
					給水管 布設工	1箇所毎	配管完了
		給水管 布設工	バルブ設置工	1箇所毎 (必要に応じて)	設置完了		バルブ筐設置も撮影すること
					給水装置 その他	閉塞工	1箇所毎 (必要に応じて)
		管明示シート工	1箇所毎	設置完了		本管掘削部、布設部、他事業埋設管も敷くこと	
		給水装置	1箇所毎	ボール止水栓、メーターBOX、メーター取付完了			
		管路土工	管路埋戻 (管回り)	1箇所毎	厚さ(20cm)	埋戻材を黒板に記入	
			管路埋戻	1箇所毎	厚さ(20cm毎)	埋戻材を黒板に記入	
		舗装 仮復旧工	下層路盤	1箇所毎	厚さ		
			表層	1箇所毎	乳剤散布完了		
		舗設完了					
		付帯 工	舗装 復旧工	表層 (基層・上層路盤)	1箇所毎	乳剤散布完了	側面塗布が確認できるように
						厚さ	
						舗設完了	

***給水管と取付管同時埋設時でも、それぞれ1部ずつ作成して提出すること**

承認工事 写真撮影箇所一覧表 【給水管・県道、国道ほか用】

区分・工種		写真撮影箇所						
		頻度	項目	備考				
着手前 ・完成	着手前	1箇所毎	全景					
	完成	1箇所毎	全景	着手前と同一箇所、同一方向に撮影				
施工 状況	給水管等 取付工	既設管状況等		1箇所毎	既設配水管状況	出幅、土被りが確認できるように		
		管路土留工	種類毎に1回 (必要に応じて)	設置完了	地上部分の長さが確認できるように			
				根入れ長の確認				
				土留材検収	矢板の長さが確認できるように			
		開削水替工		1工事毎に1回 (必要に応じて)	設置状況			
		給水管等 取付工	給水管等取付	1箇所毎	取付完了			
					防食シート(被覆後に)			
		給水管 布設工	給水管布設工	1箇所毎	配管完了	全景(防食テープを巻いた後)		
					側溝下の鋼管打ち抜き状況	狸掘りしないこと		
					バルブ設置工	1箇所毎 (必要に応じて)	設置完了	バルブ筐設置も撮影すること
		給水装置 その他	閉塞工	1箇所毎 (必要に応じて)	閉塞完了			
					防食シート(被覆後に)			
					管明示シート工	1箇所毎	設置完了	本管掘削部、布設部、他事業埋設管も敷くこと
		給水装置	給水装置	1箇所毎	ボール止水栓、メーターBOX、メーター取付完了			
					管路埋戻(管回り)	1箇所毎	厚さ(20cm)	埋戻材を黒板に記入
					管路埋戻	1箇所毎	厚さ(20cm毎)	埋戻材を黒板に記入
		舗装 仮復旧工	下層路盤	1箇所毎	厚さ			
表層	1箇所毎				乳剤散布完了 舗設完了			
付帯 工	舗装 復旧工	表層 (基層・上層路盤)	1箇所毎	乳剤散布完了	側面塗布が確認できるように			
				敷均し、転圧状況				
				厚さ				
				敷き均し温度、開放温度				
				舗設完了				
安全管理			1箇所毎に1回	各種標識類、保安設備の設置状況	着手時、本復旧時 作業箇所のバリケード等の状況 必要に応じて夜間の設置状況も撮影			
				交通誘導警備員の配置状況				

重要

*給水管と取付管同時埋設時でも、それぞれ1部ずつ作成して提出すること。

*側溝下は狸掘りをしない。鋼管打ち抜きで施工すること。その状況写真をつけること。

承認工事 写真撮影箇所一覧表 【取付管・市道用】

区分・工種		写真撮影箇所			
		頻度	項目	備考	
着手前 ・完成	着手前	1 施工箇所に1回	全景		
	完成	1 施工箇所に1回	全景	着手前と同一箇所、同一方向に撮影	
施工状況	既設管状況	1 施工箇所に1回	既設管状況	出幅、土被りが確認できるように	
		1 施工箇所に1回 (必要に応じて)	設置完了 根入れ長の確認	地上部分の長さが確認できるように	
			土留材検収	矢板の長さが確認できるように	
	開削水替工	1 施工箇所に1回 (必要に応じて)	設置状況		
	取付管および 取付管布設工	支管取付工	1 施工箇所に1回	取付状況	接合状況（マーキング、接着剤塗布等） 切片が確認できるように
			1 施工箇所に1回	取付完了	接着、番線固定が確実に施工されており、 削孔箇所と支管にズレがないか
		取付管布設	1 施工箇所に1回	接合状況	切り管には標線を記入し、挿入前後を 撮影すること
			1 施工箇所に1回	布設完了	勾配が確認できるように (全景及び水平器のアップなど)
			1 施工箇所に1回	土被り	公私境界付近での土被りが確認 できるように
		内副管取付工	1 施工箇所に1回	可とうマンホール継手取付	削孔、表面清掃、ボンド塗布、取付までの 一連の工程が確認できるように
			1 施工箇所に1回	内副管取付状況	ガス検知使用状況
			1 施工箇所に1回	取付完了	副管、インバート全景が写ったもの
		埋設標識シート	1 施工箇所に1回	設置完了	本管掘削部、布設部、他事業埋設管も 敷くこと
		管路土工	管路埋戻 (管回り)	1 施工箇所に1回	厚さ(管基礎10cm及び管上 10cm)
	管路埋戻		1 施工箇所に1回	厚さ(20cm毎)	埋戻材を黒板に記入
	付帯工	舗装復旧工 (仮復旧)	下層路盤	1 施工箇所に1回	厚さ
			表層	1 施工箇所に1回	乳剤散布完了
		舗装復旧工 (本復旧)		表層 (基層・上層路 盤)	1 施工箇所に1回
			1 施工箇所に1回		乳剤散布完了
1 施工箇所に1回	厚さ				
1 施工箇所に1回	舗設完了				

***給水管と取付管同時埋設時でも、それぞれ1部ずつ作成して提出すること**

承認工事 写真撮影箇所一覧表 【取付管・県道、国道ほか用】

区分・工種		写真撮影箇所			
		頻度	項目	備考	
着手前 ・完成	着手前	1 施工箇所に 1 回	全景		
	完成	1 施工箇所に 1 回	全景	着手前と同一箇所、同一方向に撮影	
施工状況	既設管状況	1 施工箇所に 1 回	既設管状況	出幅、土被りが確認できるように	
		1 施工箇所に 1 回 (必要に応じて)	設置完了 根入れ長の確認	地上部分の長さが確認できるように	
			土留材検収	矢板の長さが確認できるように	
	開削水替工	1 施工箇所に 1 回 (必要に応じて)	設置状況		
		1 施工箇所に 1 回	取付状況	接合状況（マーキング、接着剤塗布等） 切片が確認できるように	
	1 施工箇所に 1 回		取付完了	接着、番線固定が確実に施工されており、 削孔箇所と支管にズレがないか	
	取付管 および ます工	支管取付工	1 施工箇所に 1 回	接合状況	切り管には標線を記入し、挿入前後を 撮影すること
			1 施工箇所に 1 回	側溝下の鋼管打ち抜き穴あけ状況	狸掘りしないこと。
		取付管布設	1 施工箇所に 1 回	布設完了	勾配が確認できるように (全景及び水平器のアップなど)
			1 施工箇所に 1 回	土被り	公私境界付近での土被りが確認 できるように
			1 施工箇所に 1 回	可とうマンホール継手取付	削孔、表面清掃、ポンド塗布、取付までの 一連の工程が確認できるように
		内副管取付工	1 施工箇所に 1 回	内副管取付状況	ガス検知使用状況
			1 施工箇所に 1 回	取付完了	副管、インバート全景が写ったもの
	1 施工箇所に 1 回		設置完了	本管掘削部、布設部、他事業埋設管も 敷くこと	
	埋設標識シート	1 施工箇所に 1 回	設置完了		
		1 施工箇所に 1 回	厚さ(管基礎10cm及び管上10cm)	埋戻材を黒板に記入	
	管路土工	1 施工箇所に 1 回	厚さ(20cm毎)	埋戻材を黒板に記入	
		舗装復旧工 (仮復旧)	下層路盤	1 施工箇所に 1 回	厚さ
	表層		1 施工箇所に 1 回	乳剤散布完了 舗設完了	
	付帯工	舗装復旧工 (本復旧)	表層 (基層・上層路盤)	1 施工箇所に 1 回	乳剤散布完了 転圧状況 厚さ 敷き均し温度、開放温度 舗設完了
1 施工箇所に 1 回				各種標識類、保安設備の設置状況	作業箇所のバリケード等の状況 (必要に応じて夜間設置状況も撮影)
1 施工箇所に 1 回				交通誘導警備員の配置状況	
1 施工箇所に 1 回				主要材料(管材)	寸法、形状、下水協、JIS、メーカーなどが 確認できるように
安全管理		1 施工箇所に 1 回			
使用材料		各品目毎			

重要

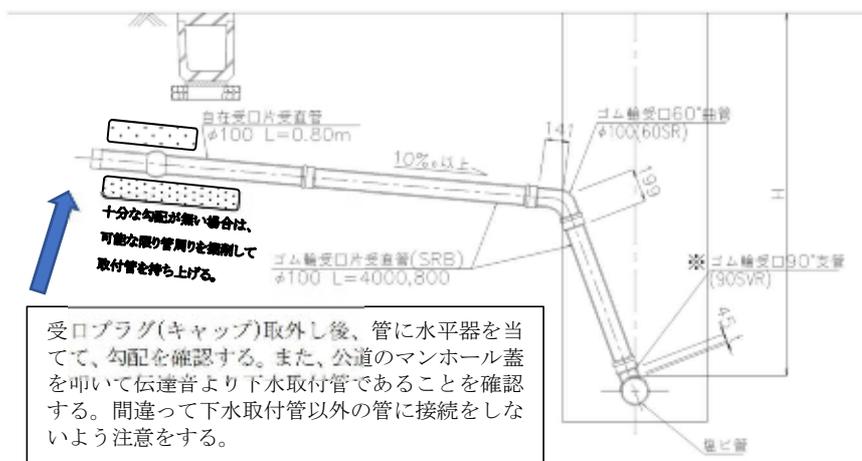
*給水管と取付管同時埋設時でも、それぞれ1部ずつ作成して提出すること。
*側溝下は狸掘りをしない。鋼管打ち抜きで施工すること。その状況写真をつけること。

⑤排水設備工事の施工上の注意点について

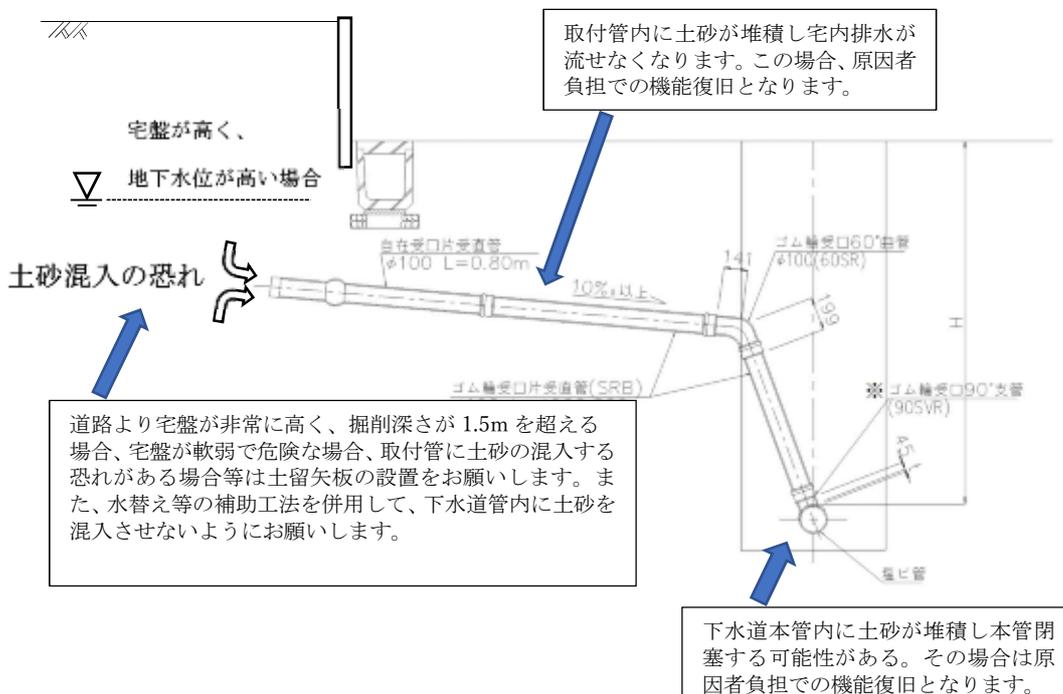
○接続ます設置時の注意点

①接続ますを既設取付管に接続する前には、既設取付管に水平器を当てて、流下に十分な勾配が取れているか確認をしてください。勾配が確保されていない場合は、自在受口片受直管(L=0.8)が垂れ下がっている可能性があるため、管周りを掘削して取付管を持ち上げて十分な勾配が確保できるようにしてから接続ますの設置をお願いします。

管周りを掘削しても取付管が持ち上がらずに勾配が確保できない場合は、給排水設備課工事グループに至急ご連絡ください。現地にて確認を行います。



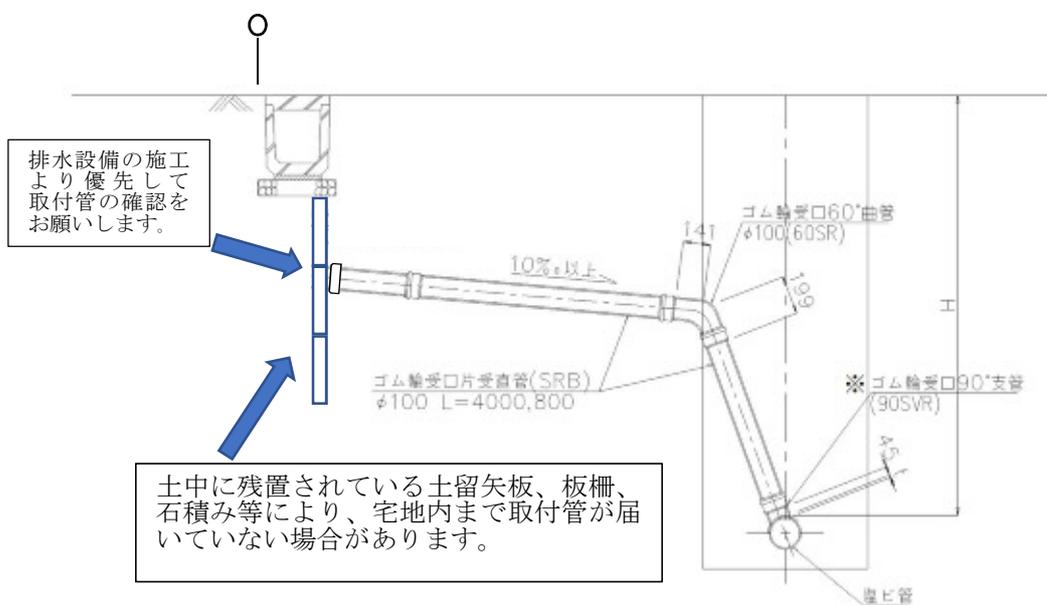
②接続ますを設置する箇所が道路盤よりかなり高くなっており、掘削面内での作業に危険が伴うと判断された場合は、土留矢板の設置をお願いします。また、水替え等の補助工法を施し、取付管及び下水道本管へ土砂を流入させないようにお願いします。



③接続時に切り欠いた破片が取付管内から見つかったことがあります。それが原因で取付管内が詰まるのが過去にあったため、破片は絶対に流さないよう注意してください。原因者の負担で管清掃をして頂く場合がございます。

○排水設備施工時の注意点

なんらかの理由により取付管が宅地内まで届いていないことがあります。最近施工されたものについては、竣工図に届いていない理由等が記載され記録に残っているために事前にお伝えできますが、記録も無く宅地内を掘削したときに判明する場合があります。主な理由としては、境界近くに大きな水路があり、築造時の土留矢板が残置されている。または土中内に板柵が残置されている。道路と宅盤との高低差があり石積が土中内に残置されている等の理由により取付管が宅地内まで届いていなかった例がありました。特に浄化槽から公共下水道への切替工事については、浄化槽の廃止により一刻も早く生活排水を公共下水道へ流すことが必須となります。事前[※]に取付管の確認をしてからの排水設備の施工をお願いします。

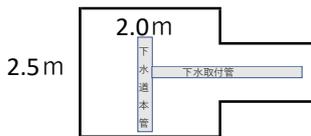


布設されている状況によっては、道路内を掘削しなければならず、取付管を延長するのに数日を要する場合があります。

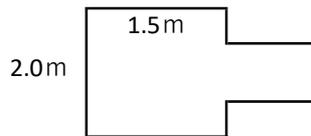
○下水取付管施工時の注意点

- ①掘削深に応じて、掘削寸法が変わります。安全に掘削するために、取付管工事承認通知書にある土工図に示された掘削寸法で施工するようにしてください。
- ②立会時に取付管工事承認通知書にある土工図に示された掘削寸法に満たない状況で施工している場合が見受けられます。常習的に見受けられる場合は、工事を中止して頂く場合があります。
- ③素掘りにおいても、掘削断面内の土壌の状態が悪い場合は、土留支保工を施して安全に掘削を行ってください。
- ④掘削深に応じて、支保工の段数も決まります。矢板の掘削底面からの根入れは20cm必要になります。
- ⑤技能講習を修了した地山掘削作業主任者、土留支保作業主任者を配置して施工してください。
- ⑥メカロックの使用は、水替工をしっかりと行った場合でも、湧水量が多くて接着での支管接続ができない場合のみ使用が可能です。
- ⑦管更生済みの下水道本管に接続する取付管を施工する場合は、あらかじめ施工方法について担当者に確認をするようにお願いします。

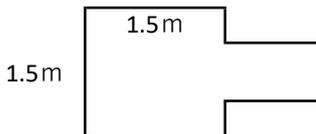
【掘削深3.0m～】



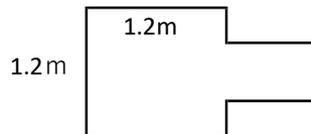
【掘削深2.0m～3.0m】



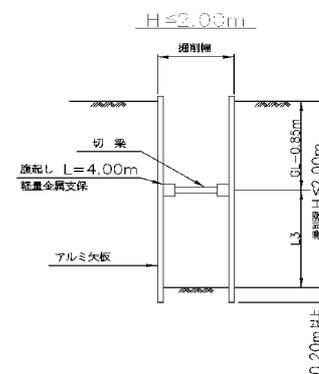
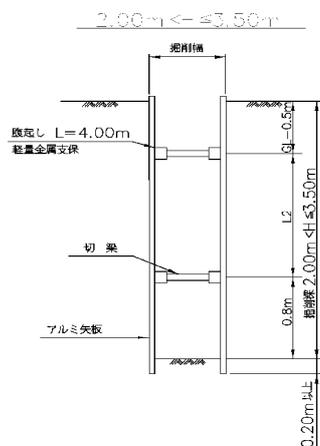
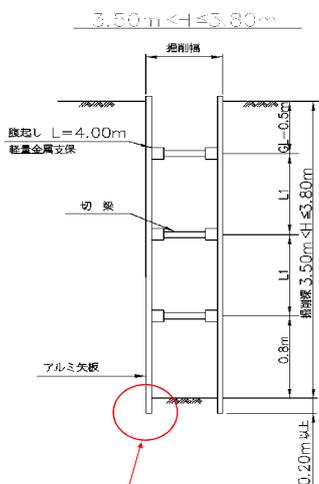
【掘削深1.5m～2.0m】



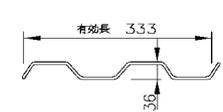
素掘り【掘削深 ～1.5m】



断面図



アルミ矢板標準断面
(S.A.M-37型(標準))



軽量金属支保工標準表

【150mm、180mm】		
規格	有効長	高さ
150mm	333mm	316mm
180mm	333mm	316mm

アルミ矢板取付標準

規格	取付高さ	取付標準表			取付し	仕様
		段 1	段 2	段 3		
2.00m型	2段取付	CL 0.50m			取付高さ 2.00m以上	アルミ矢板
2.00m型(標準)	2段取付	CL 0.50m	取付高さ 3.50m			
2.00m型(標準)	3段取付	CL 0.50m	一段 取付高さ 3.50m	二段 取付高さ 3.80m		

⑥ 給水装置使用開始申込書及び排水設備使用開始届について

1. 給水装置使用開始申込書

- この申込書では使用者（請求先）の変更はできません。工事期間中の請求先の変更があれば事前に水道お客さまセンターまで連絡をお願いします。
- 使用者と請求先が異なる場合は必ず料金請求先欄に記入をお願いします。
- 申込書はメーター出庫後に水道お客さまセンターにて使用者等の登録を行います。以前より料金の請求があり、口径変更により現在の請求先が申込書と異なる場合は工事店様に確認する場合があります。

2. 排水設備使用開始届

- 排水設備の使用開始に伴い使用者（請求先）を変更される場合は「水道使用者及び料金請求先の確認」欄にチェックをお願いします。
- 現在の使用者（請求先）が開始届と異なる場合は工事店様に確認する場合があります。

【共通】

- 使用者や請求先の変更・確認等は水道お客さまセンターへ問い合わせてください。なお、市役所本庁舎 10 階営業課（101 番窓口）にも水道お客さまセンターの窓口があります。

お問合せ先：一宮市観音寺1丁目4番4号
水道お客さまセンター
(0586-28-8622)

《記入例》

様式第 1

令和 **6** 年 **2** 月 **21** 日

使用水量減量認定申請書

(あて先)

一宮市水道事業等管理者

申請者 住 所 **一宮市本町2丁目5番6号**

氏名等 **水道 太郎**

TEL **0586-85-XXXX**

この度、下記の事由により漏水等が発生しましたので、使用水量の認定及び水道料金等の軽減に関する取扱要綱第 7 条第 1 号の規定により申請します。

記

給水装置設置場所 (マンション名等)	一宮市本町2丁目5番6号	
使用者名	水道 太郎	
お客さま番号	25012-987-654-01	
減免を受けようとする理由	(例) 地中漏水・器具漏水 地中漏水	
漏水による場合	修繕業者名 (電話番号)	一宮工事店 0586-98-XXXX
	漏水箇所又は 器具名	(具体的に記入してください。図面・写真添付可) メーターBOX付近の地中配管
	修繕年月日	令和 6 年 2 月 14 日
	その他参考事項	

※漏水については修繕業者に漏水(修繕)箇所等を確認する場合があります。

この申請書は、減免額が3万円を超える場合に提出が必要になります。

⑦ 《一宮市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度について》

下水道を使用するには今まで使用していました「くみ取り便所」を水洗便所に改造、または「浄化槽」を廃止して下水道管に接続するための宅地内の排水設備工事が必要になります。

この改造工事費用が、一度にみなさんの負担にならないよう、資金の融資をあっせんし、利子の補給をしますのでご利用ください。

融資あっせんの対象工事

- (1) くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれと同時に施工するその他の排水設備工事
- (2) 浄化槽を廃止し切替する工事及びこれと同時に施工するその他の排水設備工事

融資あっせんの対象者

住宅の所有者又は占有者（改造工事について、所有者の同意を得られた方）で、下記の要件を備えている方。（法人、組合等を除く）

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 自己資金のみでは、改造資金を一時に負担することが困難であること。
- (3) 融資を受けた改造資金の償還能力があること。
- (4) 一宮市暴力団等の排除に関する条例に規定する措置の対象者でないこと。

【融資につきましては連帯保証人での融資又は、保証人の代わりとして金融機関の指定する保証機関を利用する融資となります。詳細は金融機関にお問合せください。】

※ 市税等とは、市税、水道料金、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金です。

※ 金融機関での審査・手続きは、申請者本人が(連帯保証人で融資の場合は、連帯保証人も)、利用される金融機関の窓口でしていただくこととなります。

なお、保証機関を利用する融資の場合、必要となる保証料については申請者の負担となります。

融資あっせんの限度額

改造工事等に要する費用の範囲内の額(1万円未満の端数金額は切り捨て)

- (1) くみ取り便所を水洗便所に改造する場合（1家屋2箇所まで）
1箇所につき 600,000円を限度
- (2) 浄化槽を廃止し切替する場合（1家屋2箇所まで）
1箇所につき 400,000円を限度

※ ただし、集合住宅の浄化槽を切替える場合は、200万円が限度となります。

利子の補給

融資金額に係る利率は、政府資金貸付利率とし、償還期日内に返済した利子額について、年度ごとに利子の補給をします。(償還が遅れた場合は、その月の利子の補給をすることはできません)

償還方法

融資を受けた翌月から、60月以内の元金均等月賦償還となります。
なお、元金の償還については、一括繰上償還することもできます。

融資時期

工事完了後、市の行う完了検査合格後、「融資あっせん額決定通知書」により、金融機関との融資手続をしていただきます。

取扱金融機関

- ・ いちい信用金庫 (一宮市内の本支店及び出張所)
- ・ 尾西信用金庫 (一宮市内の本支店)
- ・ 岐阜信用金庫 (一宮市内の支店)
- ・ 愛知西農業協同組合 (一宮市内の本支店)

申請方法

排水設備工事の契約時に、指定工事店に融資あっせんを希望する旨を伝え、排水設備計画確認申請書と同時に次の書類を提出してください。

◎ 申請時に必要な書類

水洗便所改造資金融資あっせん申請書

詳しいお問合せは・・・

一宮市上下水道部

営 業 課

電話 0586-85-7094

給排水設備課

電話 0586-28-8660

各金融機関への申込み時に必要な書類

参考資料

	いちい信用金庫 愛知西農業協同組合	尾西信用金庫	岐阜信用金庫
①保証機関を 利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人の本人確認ができるもの ・ご本人の所得証明書 ・指定工事事業者からの見積書 ・家屋の登記簿謄本 <p>※ その他、金融機関が必要とする書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人の本人確認ができるもの ・ご本人の所得証明書 ・指定工事事業者からの見積書 ・家屋の登記簿謄本 ・水洗便所改造資金融資あっせん額決定 通知書(原本) <p>※ その他、金融機関が必要とする書類</p>	/
②保証人を 利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人、保証人の本人確認ができるもの ・ご本人、保証人の所得証明書 ・指定工事事業者からの見積書 ・家屋の登記簿謄本 <p>※ その他、金融機関が必要とする書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人、保証人の本人確認ができるもの ・ご本人、保証人の所得証明書 ・指定工事事業者からの見積書 ・家屋の登記簿謄本 ・水洗便所改造資金融資あっせん額決定 通知書(原本) <p>※ その他、金融機関が必要とする書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人、保証人の本人確認ができるもの ・ご本人、保証人の所得証明書 ・ご本人、保証人の印鑑証明書 ・指定工事事業者からの見積書 ・家屋の登記簿謄本 <p>※ その他、金融機関が必要とする書類</p>

※詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

水洗便所改造資金融資あっせん申請書

令和 年 月 日

(あて先)

一宮市水道事業等管理者

申請者 住所 _____

(ふりがな)

氏名 _____

(自署または記名押印)

電話番号 _____

一宮市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給規程に基づき水洗便所改造資金の融資あっせんを受けたいので次のとおり申請します。なお、一宮市上下水道部において市税の納税確認をされることに同意します。

申請金額	円 (1万円未満切り捨て)			
希望する 取扱金融機関名	いちい・尾西・岐阜 信用金庫		支店	
	愛知西農業協同組合			
既設便所の区分	くみ取便所	箇所	浄化槽	箇所
工事場所	一宮市			
工事期間	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	まで
工事見積額	円			
指定工事店				
家屋所有者の同意 (借家の場合のみ)	申請者が既設便所の改造を行うことに同意します。			
	家屋所有者	住所		
		氏名		
利子の補給先 振込先金融機関 (本人名義に限る)	金融機関名	店名	預金種目	口座番号
備考	私は、一宮市暴力団等の排除に関する条例(平成23年一宮市条例第24号)第6条に規定する措置の対象となる者ではありません。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			

受付年月日・番号

水洗便所改造資金融資あっせん申請書

令和 6年 4月 1日

(あて先)

一宮市水道事業等管理者

申請者 住所 **一宮市本町2丁目5番6号**

(ふりがな)

氏名 **水道 太郎**

(自署または記名押印)

電話番号 **0586-85-7094**

一宮市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給規程に基づき水洗便所改造資金の融資あっせんを受けたいので次のとおり申請します。なお、一宮市上下水道部において市税の納税確認をされることに同意します。

申請金額	400,000		円 (1万円未満切り捨て)							
希望する 取扱金融機関名	いちい・尾西・岐阜		信用金庫		一宮 支店					
既設便所の区分	くみ取便所	箇所	浄化槽	1 箇所						
工事場所	一宮市	本町2丁目5番6号								
工事期間	令和 6年 4月 25日 から 令和 6年 5月 31日 まで									
工事見積額	520,000		円							
指定工事店	〇〇〇設備工業株式会社									
家屋所有者の同意 (借家の場合のみ)	申請者が既設便所の改造を行うことに同意します。									
	家屋所有者	住所								
		氏名								
利子の補給先 振込先金融機関 (本人名義に限る)	金融機関名	店名	預金種目	口座番号						
	いちい信用金庫	一宮支店	普通	0	1	2	3	4	5	6
備考	私は、一宮市暴力団等の排除に関する条例(平成23年一宮市条例第24号)第6条に規定する措置の対象となる者ではありません。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ									

受付年月日・番号